

裁判員経験者の意見交換会議事要録

日 時 平成27年11月25日（水）午後3時00分から午後5時00分

場 所 横浜地方裁判所中会議室

参加者等

司会者 成 川 洋 司（横浜地方裁判所第4刑事部部総括判事）

裁判官 大 森 直 子（横浜地方裁判所第4刑事部判事）

検察官 中 村 聖 人（横浜地方検察庁検事）

弁護士 伊 藤 武 洋（横浜弁護士会所属）

裁判員経験者1番 40代 男性 （以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 40代 女性 （以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 30代 女性 （以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 30代 女性 （以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 50代 男性 （以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 60代 男性 （以下「6番」と略記）

議事要旨

（司会者）

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日は裁判員経験者の意見交換会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私は司会を務めさせていただきます横浜地方裁判所、第4刑事部の成川と申します。私は横浜地裁へは平成22年4月に参りまして、現在では第4刑事部に係属している裁判員裁判事件の裁判長を務めさせていただいております。

裁判員裁判が始まりまして約6年数か月たちましたけれども、私はこの横浜と、前任庁の和歌山地裁で、合計で数十件の裁判員裁判を経験させていただきました。裁判員裁判をやって思うのは、毎回、無作為抽選で選ばれているにもかかわらず、非常に真剣に、また、真摯に事件に取り組んでくださる裁判員の方々、これは非常に毎回感謝しております。また、毎回新たな発見があったり、我々職業裁判官のほ

うが新たに気づかされたり、非常に我々も勉強をさせていただいております。

私自身としては、事件のことだけではなく、休憩時間等の雑談とかなんかも非常に楽しい時間を過ごさせていただきまして、これは非常にいい制度だなというふうに感じております。

マスコミ報道などを見ましても、割と順調に推移してきているというふうに見えるんですけども、ただ、報道によりますと、辞退率の増加であるとか、出席率の低下であるとか、いろいろ問題点も指摘されております。

また、それ以外の面でもいろいろやっぱり新しい制度ですので、改善していくべき点、直していかなければいけない点、いろいろあると思います。そのためには、やはり皆さんのように裁判員を経験された方の御意見、これが非常に大切だと感じております。

本日このような会を催しました目的としましては、皆さんの率直な意見をお聞かせいただいで、それを裁判員制度の改善のために役立てていきたいというふうにご考えておりますので、本日はどうぞ忌憚のない御意見をお聞かせいただければというふうに思います。

まず、本日は法律実務家として私以外に検察官、弁護士、裁判官、それぞれ1名参加させていただいておりますので、まず、実務法律家のほうから自己紹介をさせていただきますと思います。

まず、横浜地方検察庁の中村検察官、お願いします。

(検察官)

よろしく願いいたします。本日はこのような場に参加させていただいて、本当に感謝しております。

今、成川裁判長のほうからお話がありましたけれども、横浜地方検察庁で検事をやっております中村と申します。中村、これはのりひとと読みます。横浜地方検察庁の現在、公判部、裁判を担当する部ですね、こちらの第4検察官室というところに所属しております。横浜には去年の4月に着任いたしまして、昨年ほぼ1年間は

事件の捜査をやっていたんですけれども、今年の1月から、公判部に異動して裁判をやっております。

裁判員裁判が始まった約6年前にも横浜におりまして、その際にちょうど裁判員制度がスタートしまして、何件か担当させていただいて、その後、全国を転勤する中で、いろいろな事件を経験させていただきました。

毎回思うのは、証人の方とか、被告人本人に話を聞く場合に、検察官、弁護人がそれぞれ事前に、いろいろ事件の資料を読んで、準備して、こういうことを聞こうと思って当日聞くわけですね。もう自分が聞きたいこと、聞くべきことは聞き尽くしたと思っても、その後、裁判員の方から、ああこういう視点もあるのかという質問が出るのが間々あり、非常に新鮮な刺激を受けておりまして、なるほどそういう見方もあるのかということを経験しております。

弁護人もそうですけれども、我々検察官は、法廷の場では裁判員の方と同じ場にはいますけれども、なかなか率直な意見というのは伺う機会が限られておりまして、こういった場というのは非常に貴重な場だと思っておりますので、本日、私が担当させていただいた事件はないんですけれども、お感じになったことなどを率直に表明していただければ非常に助かります。

どうかよろしく願いいたします。

(司会者)

では続いて、横浜弁護士会の伊藤弁護士、お願いします。

(弁護士)

弁護士の伊藤武洋と申します。私は平成18年に弁護士登録をしております、そこからずっと横浜で弁護士として働いております。

裁判員裁判については、これまでに数えてみましたところ、8件担当しております、弁護士としては比較的多く裁判員裁判を経験している部類ではないかと感じております。

といいますのは、弁護士は刑事事件、特に裁判員裁判ばかりやっているというわ

けではありませんで、担当されない弁護士、担当しない弁護士は本当に1件もやったことがないという弁護士も数多くいるところですよ。

これまで裁判員の皆様方の判断等を経験してきまして感じている率直なところは、非常に皆さんよく考えて判断をなさっているんだなというふうに思っております。

制度が始まる前は、これまでの法曹の認定からかけ離れた事実認定がなされるのではないかとといったような心配もあったようですが、私としては、それは杞憂、無駄な心配だったのではないかと思っております。

今日はよろしく申し上げます。

(司会者)

よろしく申し上げます。

では、大森裁判官、申し上げます。

(裁判官)

横浜地方裁判所第4刑事部に所属しております裁判官の大森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

成川裁判長のもとで右陪席の裁判官を務めております。横浜に来てから初めて裁判員裁判を担当するようになりまして、今年で3年目になります。実際やってみて、一般国民の中から選ばれた皆様の、今までの裁判官生活の中では余り得られなかった新たな視点、毎回いただきながら、充実した議論ができたなという達成感を毎回得られる裁判員裁判をすることができています。

裁判所では裁判所の内部で勉強会を重ねたり、あるいは検察庁や弁護士会とも勉強会を重ねて、裁判員裁判の審理の運営をよりよくしていこうということで、日々議論、検討を重ねています。そのためにも、ぜひ今日は、こうしたほうがもっとよかったのにとか、こう変えたほうが良いというような意見も含めて、率直な御意見が伺えれば、今後の検討に役立つと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会者)

それでは、続きまして、裁判員経験者の皆様方からも簡単に自己紹介と、それから各自経験された裁判員裁判についての感想のほうをお聞かせ願いたいと思います。

なお、それぞれ皆さんが担当された事件については、私のほうから事件内容を簡単に説明させていただきたいと思います。

まず、1番の方ですけれども、1番の方が担当された裁判は、罪名は殺人と銃刀法違反で、散弾銃で被告人が自分の父親を撃ち殺してしまったという事案で、その際、銃刀法違反というのは、散弾銃、要するに猟銃ですけれども、これは狩猟など、用途に限り許可をするわけですけれども、その許可された用途以外の理由で散弾銃を携帯したという罪名です。

被告人は小さいころから父親から暴力を受けて、実母も同様に夫であるその被告人の父親から暴力などを受けており、恨みを抱くなどして、散弾銃で父親を殺す計画を立て、その中で棺桶とか死亡届などの用紙を準備して、被害者のマンションで電気のブレーカー落として、電気がつかないように暗闇にした状況で待ち伏せをして、帰宅した被害者を撃ち殺し、それで用意した棺桶に遺体を入れて、また死亡診断書を自分で用意した判こなどを利用してつくって、正規の手続を装って遺体を火葬、埋葬をしようと、完全犯罪をもくろんでいたようですけれども、被害者の内妻に通報されて、そこまで至らなかったというような事案で、事実自体は争いがなく、自白事件で、8日間かけて審理、評議をしたという事案だったと伺っております。

お願いします。

(1番)

裁判員に選ばれて、通知をいただいたときに、まずもって、行っても選ばれないかなと思ひまして、気軽な気持ちで来て、いろいろ手続をする中で、抽選があって、選ばれてしまって、どうしようかなという思いがあったのと同時に、正直なところ、この裁判員制度ということにも興味がありましたので、正直、最初はやったと、狭き門をくぐり抜けて裁判員になれたというところから始まりました。

1週間ぐらいあけてですかね、呼ばれて、来て、一番最初にびっくりしたのは、先ほどもちょっとお話が出たんですが、裁判官の方が、至って普通の人だったなというのがびっくりしました。まずその3人の裁判官の方がいらっしゃって、その方が普通に話をして、普通に事務手続の話をして、今後の流れみたいな話をされて、私はついてっきり、裁判官の方はどんと座っていて、事務方の方が来て説明をして、最後のところだけちょっと締めて終わりな話なのかなと思ったんですが、あっ何か最初から最後まで全部我々と同じ目線でかかわってくれて、同じことをいろいろ話してくれるんだなというのにまずびっくりしました。話してみると至って普通の人なんだなというところを感じました。

これから流れに沿っていろいろ話は出てくると思うんですが、全体的な印象としては、非常に手取り足取り、細かく情報提供をしていただいて、やりやすかったなというふうに感じております。ただ、最後の我々裁判員が量刑、事実認定をする中では、少し自分が思っていた、裁判員になりたかったなというのとは違って、ちょっと重かったというか、もう少し何かできればよかったかなというふうなということを感じております。

いずれにしても、いい経験になったなと思いますので、非常によかったと思います。

(司会者)

ありがとうございます。そこら辺の重かったあたりのところは評議のところではよっと詳しくお尋ねしたいと思います。

では次に、2番の方ですけれども、2番の方が担当された事件は、罪名は強姦致傷と強盗。この事件の被告人は、この犯罪を犯したときは19歳で、裁判のときは成人だったみたいですがけれども、深夜、駅の近くを一人歩きの被害者の若い女性を見つけて後をつけていき、人けのないところで襲いかかって、2回にわたってレイプをして、その際、被害者に全治約1週間のけがを負わせ、さらに被害者が恐怖におののいている状況を利用して、現金も奪ったという事案で、この事件についても、

被告人は事実を認めている事件で、審理日程は、審理と評議で4日間というふうに伺っております。

では、2番の方、お願いします。

(2番)

私も呼び出しがあったときは、やりたい気持ちが強かったので、自分が選ばれたときは頑張るぞというつもりでいたんですけども、内容が自分の娘や息子と同じような年頃の加害者、被害者の事件だったので、とても聞いていてつらいことも多かったです。考えるのも、自分の家族以外のことでこんなに頭を悩ませたことはなかったというぐらい、脳みそをフル回転して、一生懸命いろいろなことを考えた数日間でした。

結果的にやってみて、自分の子供たちにも私が経験したことを話して、同じようなことが起こらないようにという話が身を持ってできたので、とてもいい経験をさせていただいたと思っています。

(司会者)

ありがとうございました。

次に、3番の方ですけれども、3番の方が担当された事件は、罪名は建造物侵入と強盗致傷という罪名で、これは被告人がのぞきの目的で女子トイレに侵入して潜んでいたという状況のところで、トイレに入ってきた高齢の女性から金品を奪ってやろうというふうに考えて、暴力を振るって、財布などを奪い、その際、被害者に加療約2週間のけがを負わせたという事案で、この被告人は、若いころはシンナーを使ったりとか、その後は覚醒剤を使ったりした関係で、精神障害があったということですが、ただ、事案については事実を認めて争いはないということで、4日間の審理、評議の日程で行ったと伺っております。

お願いします。

(3番)

私は、招集というか、書類が届いたときには、ちょっと怖いなという思いが一番

で、できれば当たりたくないというのが最初に思った思いだったんですけれども、横浜地裁に来て、当日、順番にパソコンで番号が、裁判員が選ばれていく中で、自分の前の番号の人が5人目で選ばれたので、後ろにも番号の人がいたので、あつまう当たらないなと思って油断したところ、番号を呼ばれて、あつま選ばれてしまったというのが率直な意見でした。

ただ、事件の内容がそこまで残虐じゃないと内容を見たときに思えたので、大丈夫かなと、やれるかなと思った次第でした。

始まってみると、本当に皆さんと同じなんですけれども、すごくこんな一人の意見、そんなに大した影響がないのかもしれないと思いつつも、すごく4日間は真剣に考えて、社会的背景にある問題とかもいろいろ考えさせられて、本当に終わった後は経験できてよかったなと思いました。

よろしくをお願いします。

(司会者)

どうもありがとうございます。

続いて4番の方ですけれども、4番の方が担当された事件は、殺人未遂という罪名で、これは被告人も被害者も70歳代の方で、被害者は会社の社長で、被告人はそこの会社に勤めていた元従業員という関係にあったんですが、この被告人がその被害者の事務所を訪ねて、ペティナイフで被害者を突き刺して殺害しようとしたけれども、被害者が逃げたために加療約3か月の重傷ですけれども、これを負わせたにとどまって、殺害は未遂に終わったという事案で、これについては、被告人が意図的にナイフで刺したかとか、あるいは殺意を持って刺したのかというところに争いのあった否認事件で、これにつきましては、6日間の審理、評議を経て、判決では殺意を認定したというふうに伺っております。

では、お願いします。

(4番)

私は、最初に通知をいただいたときに、まず見知らぬ書類が来て、一体私、何か

したのかなという、ちょっと怖いものを感じました。

何かいろいろ資料とか、DVDとか入っていたんですけど、実はDVDは見なくて、資料をばらっと見たぐらいで、まだ抽選もあるしという軽い気持ちと、あとは、裁判員裁判という制度は知っていましたが、実際には何をするのも余りよくわからなかったという興味と、あとはふだん私は会社勤めをしまして、毎日、仕事をしている中で、なかなかこういうチャンス、ほかのことを経験するチャンスというのは、社会人になってからはないなと思ひまして、選ばれてもいいなという気持ちで抽選に行きました。

なので、そのまた当日に事件がどんなものかということの説明してくださったので、そのとき殺人未遂でしたが、きっとこれぐらいなら大丈夫かなという勝手な思いがあって、選ばれてもいいかなと思ったら選ばれたので、新しい経験ができるということでは、すごいじゃあ頑張るやろうかなという気持ちになりました。

実際にやってみて、まず、私は部屋にみんな閉じこもって、お昼御飯もそこで食べて、すごい狭い、閉じられたイメージを持っていたんですけど、そうではなくて、裁判官の方もきちんと資料を私が余り読んでいなくても、流れを説明してくださったし、そういう意味では、審理をしていくということに不安はありませんでした。

事件が、自分の知っている場所だったりとかという、身近なものから、ちょっと怖いなというのがあって、やっぱり実際に被告人の前に出るとき、裁判の現場に出るに当たって、地味な格好をして行ったらいいんじゃないかとか、そういう怖いなと思うこともあったんですけども、最後まで行って、皆さんと話してということで、ふだんとは違う考え方もできましたし、身近なところに事件はあるんだなということや、裁判官の仕事についても興味を持ち、弁護士さんとかの仕事についての理解もできたので、自分にとってはよい経験になったんだと思っています。

よろしく願いいたします。

(司会者)

どうもありがとうございました。

続いて5番の方ですけれども、5番の方が担当された事件は、罪名は傷害致死という罪名で、被害者は当時59歳の男性で、酒に酔って、路上ではかの通行人の男とつかみ合いをしていたところに32歳の被告人が通りかかったと。それで、被告人がその被害者と通行人を分けて、被害者を引き離して、注意をしたと。ところがその後、その被害者が今度は自分の交際相手の女性の足を蹴ったりしたというところを見て、被告人としては、女性に暴力を振るうなんてと、その間に割って入って、その後、被害者に暴行を振るってしまったと。その結果、被害者が後ろに倒れて後頭部を強打するなどして、搬送された病院で亡くなってしまったという事案で、この事件については、弁護側は正当防衛とか誤想防衛とかを主張して、無罪であるという争い方をしたのですが、8日間の審理、評議日程で評議をした結果、判決は過剰防衛を認定して有罪という結論になったと伺っております。

お願いします。

(5番)

私は、実は去年の10月ぐらいに参加の書類をいただきまして、1度目、10月でしたか、こちらに来まして、30人も、いっぱいいるんだと。ただ、その裁判自体は12月の末に当たっている2週間でしたので、そのときには御辞退を申し上げていました。ただ、2月ぐらいだったらもしかしたらできますねということで、翌年、1月にもう一回来まして、それでせっかくだからということだったと思うんですけど、それに2度目、こちらにお伺いして、私で役に立つのだったら、ただ30人いる中で6人ですからね、まさか当たらないだろうなという思いはあったのですが、もし当たればそれなりに御協力できるかなというような思いで参加させていただきました。

とてもいい経験ができたというのが率直な感想です。ただ、事件についてはちょっといろいろと複雑な、心情的なものがいっぱいあったので、ただ、私どもがいたチームは非常に属性のバランスがとれている感じがしまして、意見がいっぱい出て、非常にいい議論だったなど、こういうバランスがとても大事なというふうに、今

簡単に感想だけ申し上げます。

(司会者)

どうもありがとうございました。

続いて、6番の方ですけれども、6番の方が担当された事件は、殺人と、それから銃刀法違反。この銃刀法違反は、飛び出しナイフ4本を所持していたという内容ですけれども、事件の内容としては、被告人、当時43歳ですけれども、これが同居をしていた母親の内縁の夫、これをナイフでめった刺しにして殺害してしまったという事案ですけれども、被告人は精神病にかかっている、犯行時は、その病気の影響もあって、睡眠薬を多量に飲んでいて、朦朧状態にあったということなんです。ただ、事実については争いがないということで、5日間の審理、評議の日程で行われたと伺っております。

お願いします。

(6番)

今、御説明いただいたような、結構重たいというか、複雑なケースだったと自分では思っているんですけれども、それはまた後であれするにして、私ちょっと遠くから来ているんですね。1時間半ぐらいかかるもので、嫌だなと思って来たんですけど、それだけ時間かけて来たもので、ここで帰っちゃうのも何だなと思って、それで当たってもいいかと思ったら本当に当たっちゃいまして、先ほど2番の方でしたか、おっしゃったように、私も女房以外で、赤の他人で、ここまで一生懸命に他人のことを考えるの本当に初めてというか、ない経験をしましたね。ずっと頭からやっぱり離れないんですね。家に帰っても、この事案のことを考えちゃって。でも、その中でこういうことを通して、何と言うのかな、僕らもふだん自分の周りで余り起こることではないし、こんな殺人事件とか、こういうことにかかわる、裁判員としてかかわるといって、私自身の社会性とか、そういったことをもう一回再認識、やっぱりやっていかなきゃいけないんだと、国民の義務として、そんな思いを強くしました。

率直な感想は、私多分、海外ドラマの見過ぎだと思うんですけども、検察官も弁護人も、ああいう世界とは全然、あれほどかっこよくないなという、申し訳ないんですけど、そんな印象をちょっと持ちました。

でも、本当に裁判官の方も、僕ら素人相手に面倒くさいでしょうけど、一生懸命説明していただいて、本当にそれは助かったと思います。

(司会者)

どうもありがとうございました。

それでは、審理の流れに従って、それぞれ皆さんの御意見、御感想をお聞かせ願えればと思います。

ではまず最初に、冒頭陳述に焦点を当てたいと思います。要するに、一番最初の審理の冒頭において、検察官、弁護人双方が、それぞれ自分側の言い分とか、事件の見立てを披露するというので、要するに双方の言い分がその時点でわかって、それを両方聞くことによって事件の争点がわかる。裁判員、裁判官側としては、この事件で何を判断すればいいのかというのがわかるという構造になっているんですけども、果たしてちゃんと冒頭陳述の段階でそれが皆さん、理解できたのか。

また、そのとき、冒頭陳述メモ等が配られておりますけれども、この記載内容がわかりやすいものだったのか、あるいは検察官、弁護人の説明がちゃんとわかりやすいものだったのかどうかと、ここら辺のところを全員からお聞かせいただきたいと思います。

ずっと1番からだと同じになっちゃいますので、起点をずらしまして、2番の方からお願いできますか。

(2番)

当日は、テレビ画面で見ながら、私が担当した事件は性犯罪だったので、一部、黙読をしてくださいということで、テレビ画面には映らない形で、私たちだけが知ってというか、一般の方には知られてはいけないことというのがありまして、それを目で追いながら、まだ緊張の中にもありつつ、その場で一生懸命この資料と画像

と耳から入る情報と、処理しようというので精いっぱいではあったんですけども、一通りの説明を終えた後、会議室みたいなところに戻って、裁判官、裁判長が要点を説明してくれて、復習みたいな形でまとめてくれたので、自分の中の頭の整理はできていたつもりであります。

(司会者)

法廷の段階ではちょっと消化し切れなかった感じですか、それとも。

(2番)

ちょっと頭がまだ追いつかないというか、その場の空気に慣れることとか、緊張もあったので、最初はちょっと舞い上がっていました。

(司会者)

ありがとうございました。

3番の方、いかがでしょうか。

(3番)

私のときは、被告人の方がちょっと異例な発言をしたようで、一旦退出になったので、ちょっと混乱したというか、だったので、どっちかという、やっぱり場の空気に飲み込まれている感はありました。ただ、そんなに難しい内容ではなかったので、すんなり入ってきた記憶があります。

(司会者)

被告人が不規則発言かなにかしたわけですか。

(3番)

はい。検察官の方が言われたことに対して、そういうつもりはないみたいなことをおっしゃっていましたね。

(司会者)

それで、退廷させられたということですか。

(3番)

はい。全員、一旦。それでまたもう一回やり直したかったので。

(司会者)

一応、検察官と弁護人の言い分というのは、冒頭陳述で聞いて、理解はできたというふうに伺ってよろしいですか。

(3番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。

4番の方、いかがでしょうか。

(4番)

私は、検察官が配った資料がすごくわかりやすく、その順番どおりに説明をして、自分たちも見ながらやっていったので、すごくわかりやすかったなという印象がまずありました。

一方、弁護人さんからの資料が、どうしても2枚いただくと両方比べるとということになって、弁護人のはさっぱりした感じのものだったので、どうしても検察官さん側の争点とかに、私以外の方も何かこう、気持ちをちょっと奪われていたという面がありましたけど、比較的、特に混乱とか、わからなかったということはなかったです。

(司会者)

弁護人の言い分というのはわかったという意味ですか。

(4番)

そうです。弁護人の方のほうが、まだ聞かないとわからない。最初の裁判官の、どんな事件かという話以外のことが書いてあったので、こういう話はまだ知らないけど、これからこういうことを知っていけばいいのかなという予想がついたという感じですよ。

(司会者)

いずれにしても、争点が、殺意とか、意図的に刺したのかとか、そこら辺を判断

しなきゃいけないんだというのは理解できたというふうにお伺いしてよろしいですね。

(4番)

はい、そうです。

(司会者)

ありがとうございました。

5番の方、お願いします。

(5番)

検察側の冒頭陳述メモというのと弁護側の冒頭陳述メモをいただきまして、全体のこの事件の概要は、かなりわかりやすく、また、検察官も先ほどの4番さんと一緒に、資料を一生懸命、頑張っているなという、ありがたいなという思いでした。

あと、争点に関しては、どうしても専門用語が羅列されてしまうので、その場では仕方ないんですが、戻っていろいろと御説明を裁判官の方々にいただいたりとかしていたりしたので、みんながどこをじゃあ中心にしていこうかという積み重ねができたような印象です。

(司会者)

正当防衛というのは結構よく聞く言葉だなという気がするんですけど、誤想防衛というのが多分出てきたんですけど、これはなかなか理解しがたかったですか。

(5番)

何となく、私はわかっていたんです、自分は法律を勉強していたものですから。ただ、正当防衛が他人に対する正当防衛だったので、おわかりになりますかね、ちょっとわかりにくいですよ。まあ、結構だから丁寧に御説明があったかなという認識で、みんな理解していたとは思いますが。

(司会者)

ありがとうございました。

6番の方、お願いします。

(6番)

検察側、それから弁護側のそれぞれの言い分というのは、メモが整理されて書かれているので、理解できたと思います。

ただ、このメモそのものの問題ではないと思うんですけど、その後の話になってくるんですけど、この被告人というのは、IQが物すごい低い、小学生並だったというように先生がおっしゃっていたので、やっぱり受け答えがほとんどまともにできないんですよね。検察官の方も何かいろいろ話すんですけど、まともに返ってこないで、じゃあ供述どおりですねみたいな念を押して終わっちゃうような。

だから、我々も被告人の言うことを聞いていてもなかなか事実がよくわからないという、何と言うのかな、いらいらはありましたね。

だからこの、それぞれは非常にわかりやすく書いていただいているし、争点もはっきりはしていると思ったんですけど、やっぱり最後、私は個人的にはこの判決の基本は専門家の精神鑑定が、結構、自分としては重かったですね。

だから、この段階ではまだよくそれがわからなかったけれども。

(司会者)

ありがとうございました。

1番の方、お願いします。

(1番)

冒頭陳述がわかったかわからないかというところでは、よくわかりました。

ただ、ここにあります検察官の要旨というものと弁護人のメモというところで、たしか私の記憶だと、法廷に行ったときに弁護人のメモはあったんですが、検察官のまとまったのは、法廷を終わって、評議の部屋に入ったときに配られたんで、先に配られたほうがよかったのになという記憶があります。

かつ、検察官の方が早口で、何かだっと言ってしゃべって、聞き取れなかったというのがありまして、6人の裁判員ほとんどが、ちょっとよくわからなかったねというのがあって、それは最初から最後まで通してちょっとやっぱりわかりづらいね

というところがありました。

その都度、裁判官の方から通訳をいただいて、教えていただいたということがあって、早口だったということと、何かすごくわかりづらかったというのが正直な印象です。

ただ、全体ではいろいろな画面とか見させていただいて、弁護人の方が非常にゆっくりと穏やかに、わかりやすく、我々に問いかけるように説明をしてくれたので、全体としてはわかったんですが、検察官の方の早口ということと、書類が先に配られていなかったということで、ちょっとあれだったかなという印象です。

(司会者)

ありがとうございました。

一通り、感想を聞かせていただきましたけれども、今までの傾向を考えて、この冒頭陳述の話をする、検察官がわかりやすかったけれども、弁護人がわかりにくかったという感想が多かったんですけれども、今回はかなり、その差が縮まってきたのかなと。弁護人の冒頭陳述メモが、ちょっと字が多過ぎるようなものも見受けられますけれども、比較的ポイントを絞った形にうまくでき上がっているのかなという印象も、私が見ても思うんですけれども、検察官や弁護士のほうから何か御質問等はございませんか。

じゃあ検察官、お願いします。

(検察官)

今、1番の方がおっしゃって、早口なのはあの人かなと想像はつくんですけど、それはいいとして、後ほど資料を配られた、そういうやり方もあるというふうに聞いてはいるんですけれども、そのときに、例えば法廷では全く何も見ない状態で、ただ聞くだけのお聞きになったのか、何か参考、例えばモニターには映したとか、そういうのはなかったかどうかというのはどうですか。

(1番)

後に配られたものが、モニターで同じものが映っていましたので、それを見なが

ら冒頭陳述を聞きました。

(司会者)

1 番の方は、手元に欲しかったということですか。

(1 番)

そうですね。自分のスピードで確認をしていきたくったんですけど、画面が変わっちゃったりするものですから、それが目の前には説明があったんですけども、紙であればより理解できたのかなど。

(司会者)

ほかの裁判員の方の御感想とかはどうでしたか。

(1 番)

やっぱり同じ感想でした。なぜ弁護人の方のメモはあるのに検察官側のはないんだらうねという話をしていたところで、裁判官の方がいらっしゃって、配られて、ああやっぱり配られるんだねという話。

(司会者)

ほかの方はどうでしたか。配られていましたか。

(4 番)

配られました。

(司会者)

4 番の方は配られたんですね。

弁護士の方は何かございますか、冒頭陳述に関して。

(弁護士)

今、1 番さんの方から、検察官の冒頭陳述のときに書面が配られていなかったというお話があったんですが、弁護すると、検察官が配っていないのではなくて、これはその担当部が、そういう扱いなんです。裁判所の指示で、配らないでやってくださいということになっている。ほかの部ですと、通常は事前に書面が配られて、それを見ながら冒頭陳述がなされるというのが通常です。

(司会者)

いつも冒頭陳述のところで弁護人が劣勢なんですけど、きょうは何かあんまり違うような感じですけど、それについては、コメントはありませんか。

(弁護士)

実は、弁護士会でも、弁護人の冒頭陳述ですとか、訴訟活動全般がわかりにくいというのは非常に危機感を持って対応しておりまして、最近、研修を実施しております。特に裁判員裁判を担当される弁護人には、研修の受講を義務づけるようにしていきまして、参考資料、こういう冒頭陳述ですとか、弁論をやるといいですよというようなものを配布しているんですね。今日配付していただいた中には、1番さんの件ですとか、6番さんの件などが、その研修の成果があらわれている件かと思っています。

(司会者)

裁判官のほうから何か冒頭陳述に対してございますか。

(裁判官)

事実に争いがあったという4番さんと5番さんにお伺いしたいのですけれども、この殺意があったというところで、冒陳でその殺意、普通、人を殺そうと思って殺すという、一般用語だとそういうイメージかなと思うのですけれども、殺意、人が死ぬ危険性が高い行為をそのような行為とわかって行うことといきなり冒頭陳述に書いてあるのですけれども、このあたりは、そこで冒頭陳述でそう示されて、あっそういうものだなというのは、冒陳をお聞きになって理解されたとお聞きしてよろしいですか。

殺意のことについては、4番さんはいかがですか。

(4番)

殺意という言葉に対しての説明が検察官の資料にまず書いてありましたので、あっそういうものなんだということはまずそこで理解はできました。

その後に、裁判官のほうからも、多分この言葉について、今回の事件では大事な

ところなのでということで、もう一度殺意とは何かという説明をしていただいたので、その段階で理解はできていました。

(裁判官)

続いて、5番さんは、ぱっと見たところ、この急迫不正の侵害とか、生命身体の差し迫った緊急状態とかというような表現があって、法律を勉強されていたということでおわかりだったのかもしれないですけども、皆さんこの冒頭陳述を聞いた段階で、裁判官の補足なしでさっと理解されていた感じかどうかというのはおわかりになりますでしょうか。

(5番)

多分、その辺は、難しい言葉は飛ばしたと思います。私自身の頭の中で。これは、よくできているのは、生命身体の差し迫った緊急状態というところだけをまず皆さん、多分理解されていて、その後、急迫不正の侵害ですねという話が2日目ぐらいから何となくこう、そういう言葉とか、正当防衛というのはこうだよねとか、その状況は皆さん理解ができたので、逆に専門用語が先に立っていたわけじゃなくて、そういう意味でこの検察側の用意している資料というのはいまよくできているなという。括弧書きで全部、ちょっとやってくれて。

(裁判官)

易しい言葉が載っていて。

そこを中心に見て、難しい言葉はだんだん日を重ねていく中で理解されたということでしょうか。

(5番)

はい。やっぱり生命身体に差し迫った緊急状態って何だっけというのが、そこが結局そうなるんで、要するに、急迫不正の侵害ってどうなっていくんだっけという話ではなくて、緊急状態ってあったのかどうなのかというふうに、我々もそのような言葉を聞いた状態で議論ができたので、皆さんこういろいろとわかりやすく事が進んだんじゃないかなというふうには思っています。

(裁判官)

ありがとうございました。

(司会者)

じゃあ続いて、証拠調べの段階に移りたいと思います。

証拠調べ、まず検察官が多分、証拠書類の取り調べをしたと思います。捜査報告書を読み上げたり、あるいは実況見分調書なんかも、写真とか図面をモニターに示したり、あるいは参考人について取り調べた供述調書ですね、これを検察官が読み上げたりとか、証人尋問、被告人質問の前の書面の取り調べですね、これがすんなり頭に入ったのか、わかりやすかったのかどうか、あるいはそのときは何をやっているのかよくわからなかったみたいな、そんな感想なのかと、そこら辺のところをちょっとお尋ねしたいと思います。

3番の方からお願いできますか。

(3番)

正直、あんまり記憶にないぐらい薄らとしている印象です。何か刃物を使っているとかというわけじゃなかったので、写真、パネルが順番に写し出されていたので、ああそうなんだというような、そんなに印象が残らない感じでした。

(司会者)

多分、このトイレの建物の図面であるとか、その写真であるとか、順番に写し出されたと思うんですけども、どんな場所で起きた事件だったのかとかというのはイメージできましたか。

(3番)

そうですね。どういう順番で動いていったかとか、そういうことは詳しく示されていたので、わからないということとかはなかったです。

(司会者)

4番の方、いかがでしょうか。

(4番)

検察官の方の資料がモニターに出されて、図面ですとか、写真ですとか、すごくわかりやすかったということを感じています。

その図面と言葉と両方交互に出てくる感じで、言葉も一文ごとに出てきたりとか、色がそこで変わったりとか、すごくわかりやすかったなということを感じています。

本物のナイフとかも回って来たりとかしたんですけど、特に証拠物に対して疑問というのはなくて、その事件がどんな場所で起こったかとか、すごくわかりやすいなというのが率直な感想です。

(司会者)

傷の写真とかはあったんですか。

(4番)

傷は、10センチの縦線ぐらいの傷だったので、見ましたけど、そんなに怖くはなかったです。写真はありました。

(司会者)

そうですか。

5番の方はいかがでしょうか。

(5番)

ここは、非常によくわからなかったなという気がして、検察の書類が非常にこう、例えば地図も手書きであったりするような、今の時代、いろいろな資料をネットからでもどこからでもとれるので、その辺拡大してマーカーでも入れていただければ何となくわかったような気がしています。

あと、写真もありましたが、どっちかというイラストで、絵でどの辺に傷があるとか、そのくらいだったような気がしています。そこは余り、本当にこれでいいのというようなイメージがあります。

(司会者)

遺体の写真とかはないんですか。

(5番)

遺体はないですね、はい。ただ、その遺体の方は病院に搬送された後の、この辺に傷があった。それがだから、あざがどの辺にあるねとかというのは判断していません。

(司会者)

判断するには差し支えなかったですか。

(5番)

それが回ってきたというか、イラストであったということです。

(6番)

証拠の関係は非常にわかりやすいものでした。もう事件性がはっきりしていて、本人も言っているのです。ただ、それにしてもすごい長い時間をこれにとっていて、30か所のそれぞれの傷の深さ、長さ、それからそれに使ったのを別々に全部説明して、めちゃめちゃ長かったですね。だから、ちょっと時間オーバーで裁判長に何か注意されていましたが、それを何のためにそんなことをするのかよく、はっきりそこはもうわかっているという、残虐性を示すためにやっているのか趣旨がよくわからない、というところがありました。その後はわかりやすい説明でした。

(司会者)

傷口自体の写真とかは出てくるんですか。

(6番)

それはなかったです。全部手書きの何か、それでこことここと。ナイフは現物を見ました。

(司会者)

証拠物ですね。

(6番)

はい。

(司会者)

1番の方、いかがですか。

(1 番)

証拠調べ自体は淡々と流れていて、私個人的には裁判員として、心証を形成する上では、何かちょっと物足りなかったかなというふうに感じています。

先ほど来から話があるように、殺人ということなので、遺体の絵があって、その傷口のところを本当に何センチか切り取った写真があるだけだったので、余り人が殺されたんだということがイメージしづらかった。

被害者の自宅で、散弾銃で撃たれたということなんだけれども、どういう間取りで、どういう形で撃たれたのかというのが明確に出てこなかったということがあって、出てきた被告人が頭を丸刈りにして、スーツを着て、非常にある意味、好青年に見えたので、本当にこの人がこういう殺人を犯したのかなというところがまず入ってしまったので、もう少し、いろいろ当時、そういう写真を見ることでいろいろ問題があったようですのであれだったんですけれども、もう少しそういうところを見せてもらったほうがよかったのかなというふうに思います。

それで、この被害者が、被告人が小さいときから、家族に暴力を振るっていたということで、殺されてしまったということで、何か、要するに小さいときから暴力を振るわれていたことの生育環境が問題でこういう事件を起こしてしまったんだということが最終的には大きな争点になったんですけれども、この殺された被害者の弁明というか、被害者側の証人が全く出なかったんですね。なので、被告人側のお母さんですとかおばさんですとか、いろいろな方が出てきて、仕方がなかったんですよ、昔からこんなことがあったのでこれはやむを得なかったんですよという、何か偏った情報ばかり入ってきて、非常に、これで何を心証として、何を基準に判断すればいいのかなということも非常にずっと悩んでいたというのを思い出しました。

(司会者)

被害者の内妻の話というのは出てこなかったんですか。

(1 番)

内妻の話は出てきましたけれども、その方はちょっと、中国にいらっしゃる方で、

社会的にも地位のある方で、その方がどういう発言をして、どういう取り調べがあったのかというのを我々は知りたいということで言ったんですけど、検察官が主張していること以外はここでは取り上げないということがあって、何か大人の事情ということで、そこには触れないということがあったので、いわゆる内妻の方を守るために自分の父親を殺したんだというふうに被告人は言っているの、その方の話とかもいろいろ聞きたいとかというところがあって、ただ、検察としてはそれを主張していないので、それは取り上げられませんという話でした。

(司会者)

ありがとうございました。

2番の方、お願いします。

(2番)

私の場合は、地図と、あと被害に遭った方自身の後ろ姿で、指をさして、現場はここですという写真と、あともう一つの、現場がここですという写真と、あと背中
の傷の写真と、あとどのような体勢で抑圧されたかという、警察の方だと思うんで
すけれども、女性の方が再現した写真があって、その地図でどのあたりから執拗に
ねらっていたのかというのと、どれぐらいの距離を抑圧されたというのと、あと再
現が途中で、被害者の方がつらくなってできなくなってしまったというのが一番今、
思い出しているときに頭に浮かんだんですけれども、なので、被害者の方の側の立
場に立ったイメージは、大分想像することができました。

(司会者)

ありがとうございました。今の点は、検察官立証の点なんですけれども、検察官
から何かございますか。

(検察官)

その書類、書証の取り調べをした後で、どういうその後、証人尋問、被告人質問
が待っているかによって、大分書証のボリュームも違ってくるのかなと思って聞いて
いました。

結局、もう本当に外郭だけとりあえず書類で見てもらって、核心部分は被害者や関係者、あるいは被告人本人の口から聞きましょうと、そういう審理であれば、非常にあっさりなのかなというふうに思います。

それとは違って、先ほど6番の方でしたか、被告人がほとんど自分の口でしゃべれないというお話をされていましたが、そうなってくるとやはり書証のほうである程度ボリュームをつけて、そっちのほうで事件のほうを理解していただくと、そういう立証をするのかなと思っていました。

その中で、何か私も毎回1番の方に質問して申し訳ないんですけども、これ結局、部屋の中で散弾銃を発射したということだったんですけど、間取りとかそういったことについては、余りこの書類でも出なかったんですか。すごく重要なことだと思うんですけども。

(1番)

それが、後のほうになってから出てきたんですね。何か、最初に間取りだとか、どういう状況でそれが行われたかというのをイメージさせてもらえばよかったんですけど、最後のほうになって間取りが、間取りは最初のところで、手書きの間取りみたいなのが出てきたんですかね、最後のほうで、その実況見分みたいな、椅子に座って何か腰縄みたいなのを付けて、散弾銃を構えている写真があって、それが長髪で着ているものも全く違って、目の前に立っている被告人とは全然イメージが違ったので、ようやくそこで、あっ、今、目の前に立っている人じゃないイメージもあるんだなというのがあったので、何かそういう目の前にいるイメージだけで判断してしまう自分が、判断していいのかなというところでは、非常に迷ったというか、苦しんだというか、それは6人いた裁判員、みんながそう口々に言っていましたね。

なので、もう少しこういうことが、こういうふうに行われたんですよというのを目に見える形で、被害状況もそうなんですけど、見させてもらおうとよかったかなと思うんですけど、何かあんまり整理され過ぎていて、オブラートに包まれ過ぎちゃうとイメージができないみたいなのところがあって、何かそうは言っても裁判官の方

と同じレベルで決めていかなきゃいけないというということは、非常に逆にプレッシャーになってしまったというイメージが私としてはありますね。

(検察官)

情報をちょっと絞り過ぎていないかという御指摘ですか。

(1 番)

そうですね。

(検察官)

5 番の方がおっしゃっていたと思うんですけど、凶面が手書きのものしかなかったとおっしゃられ方をされたと思うんですけども、手書きも二通りありまして、事件関係者の方が、こんな感じでしたというふうを書く場合と、あと実況見分なんかをした警察官の人が、それなりにきちんと製図した状態で書く手書きのものと、二通り大きくあると思うんですけども。

(5 番)

前者だったと思うんですよね。後者は後で、その上で2日目、3日目でしたか、なんかそのときまた提出されていたような、こっちから要望したのかな。ちょっとその辺の経緯を覚えていないですけど、初めは立地のほわっとした話と、こっちの上のほうに歩いて、左に歩いて行って、そういう時系列の話だったので。

(検察官)

関係者の位置関係とかそういうことでしょうかね。

(5 番)

そうですね。位置関係も、そのときのその後だったんじゃないかな。初めは本当に大枠で、非常に映画のような、時間軸が非常にある事件だったものですから。事件はだからお昼から始まっているんですよね、ある意味では、スタートが。それで最終的には夜に事件が起きたというような感じで。

(司会者)

証拠書類の関係については、この程度でよろしいですね。

では、証人尋問とか被告人質問の問題に移りたいと思いますけれども、証人尋問等は、わかりやすかったのか、あるいは質問の仕方とかに問題はなかったのか、あるいは質問の意図というのはちゃんと理解できるものだったのか、証人尋問、被告人質問に関して、全般的な、これについても全員からお伺いしたいんですけど、4番の方からお願いいたします。

(4番)

証人尋問は、外から呼ばれた方が、私の場合は二人ありました。一人の方はお医者様で、完璧な資料をつくって、説明されていまして、そこに関して特に疑問などはなく、何でこの人はこんなに発言するんだろうと思ったんですけど、それは後々に、量刑を決めるときにどれだけ傷が命にかかわるものだったかというものを判断するのに必要なものだったというのは、後からわかりました。

ほかに第一発見者の方の尋問と、あとは被告人、被害者の尋問がありましたが、とりあえずは話したことを信じるんだなという、本当に全ては事実だなという気持ちで全部聞いていました。なので、その後ですね、疑問が出てきたのは。なので、それに関しては特に。

(司会者)

そうすると、医者話を聞いているときは、なぜこの人の話を聞くんだろうというのは、その意図はあんまりよくわからなかったということですか。

(4番)

そうです。第1番目にお医者さんが出てきたときに、なぜなのかなとは思いましたが、それは後から思えば。

(司会者)

死亡する危険性の高さの問題だったということですか。

(4番)

そうですね、はい。

(司会者)

はい、ありがとうございます。

5番の方、いかがでしょうか。

(5番)

初めは、被害者の内縁という言い方がいいのかな、彼女の話でして、その次が、もめているところを目撃した当事者だったでしたね。実際、119番に通報したという当事者が実存して、初めのほうの被害者の女性の話だったんですが、検察側の回答に対しては非常にうまく答えていた、事実だけを答えていて、弁護人さんのほうの質問が非常に意図がわからない状態で時間が終わったかなという印象が、非常にここは強く思っていたんですね。

その方は、目撃証人の方がいて、その方が来るか来ないかというところで、ただ信憑性が高く、どうなんだろうという話になったんです。学校の方もいらっしやっていたので、そこではかなり、その面はかなり検察側の視点での主張は高く出ていました。このときかなり具体的に全容が見えてきたような、物理的な事実が見えてきたということで、非常にわかりやすい証人尋問だったような記憶をしています。

(司会者)

ありがとうございます。

6番の方、いかがでしょうか。

(6番)

先ほど来、ちょっと申し上げたように、この証人尋問が一番わかりにくいところでした。それは先ほど申し上げたように、本人が、多分何を言っているのかがわからないんだと思うんですけど、まともになかなか回答が来ないんです。検察の方は一生懸命聞いているんですけど、弁護側はそこはもう理解を多分しているんでしょう。そんなにいつまでもしつこく聞かないで、逆に、かわって説明するようなことが多かったと思います。検察が最後まで、こう言っていましたけど、結局、じゃあ供述どおりでいいんですねということで、それに対しては、はいとか言うので、

そういう形で進んでいきましたけど、違うようなことをたまに言うんですね。そうすると、また大変なことになるわけですよ。ここでこうでしたよね、そういうふうに供述書に書いてありますねと言うけど、いや、そうじゃないんだと、時系列まで崩すようなことを言うもんで、かなり混乱したシーンが何回かありましたね、そこは。

最終的には、この被告人の、精神病にかかっている、お医者さんにも行っているんですね、お母さん。それと、直前にお金の貸し借りをどうもしていたらしいんですけども、殺しちゃった義理のお父さん、それをお母さん経由で返してもらおうと思って頼んだんだけど、断られたと。そういうふうにお母さんから言われて、実はそのお金で何か買おうとしていたらしいんです。それがだめになっちゃって、興奮してきて、それを抑えるために過剰に睡眠薬を飲んだらしいです。

その時系列も、言うたびにちょっとずつ変わるので、我々も最後までよくわからなかったんですけども、多分そういうことがどこかの段階で起きてきている。

このお医者さんも言っているように、直接的なその犯行に及んだときは、睡眠薬を多量に飲んだことの影響が多分にあるだろうと。ただし、これまた難しいんですけど、冷静な部分もあるんですね。それはお母さんが邪魔しないように、事前に手錠をかけてドアにつないだり、それから着がえたりしているんですね、血がつくからとか。そういうことで、一体どこにじゃあこの人の本質というか、があるのかと、よくわからないんですね。本当に我々もみんなで悩んだんですけども。

あともう一つは、これ今、もう一回読み返していて気がついたんですけど、弁護側は自首を試みているというふうにはっきり書いているんですね。検察はどうも、これは自首ということを認めていないようですね。私もそのときにたしか聞いたような気がするんですけど、それは何か認めていないというか、そこに重点をほとんど置いていない。自首するときにたまたま、本人が言うには、警察に行くんで怖いから持っていたと、ナイフを。それ4本を持っていく必要が何であるのか知りませんが、それで行ったと言っているんですね。一応本人は自首しようと思っていた

らしいです。警察に行くという言い方をするんですけどね。

案の定、途中で職務質問をかけられて、持っていたもので、そこでまた何か暴れ出したらしくて、警官にもけがをさせたと。

普通の事件ならば、自首というのは大きいですよ、多分。情状酌量されるときに。だから、その辺も結局、最後まで何となくはつきりはわからなかったです。

(司会者)

精神科医の証人がいたと思うんですが。

(6番)

これはすごい長い時間やっていただいて。

(司会者)

専門的な話とかなんかは難しくはなかったですか。

(6番)

難しいです、はっきり言って。

(司会者)

理解はできましたか。

(6番)

裁判長もいろいろ聞いてくださいましたので、そこはどういう意味がというふうに。それは何とかわかりましたけれども、やっぱり基本的には難しい話でして、病名を言われてもよくわからない。そういうところはありませんね。

(司会者)

ありがとうございました。

1番の方、いかがですか。

(1番)

私の担当した事件の証人は、被告人の母親、母親も実はその完全犯罪をもくろんだ被告人の棺桶を用意したというところでは、棺桶を運んでいたりとかという、ちょっと共犯に近いような感じかなというところだったんですが、結果的には何か不

起訴になったということで、この担当した事件では全くどうこうということではないんですが、身元引受人に母親と、あとおばさんと、あと幼少期から虐待を受けていたということで、鑑定人という専門の方が来られて、あとは最後に出てきた後の就職先の雇い主の方が来られて、証人ということで4名の方が立たれていました。

この鑑定人もちょっと難しいかなと思ったんですが、わかりやすく説明をしていただいたので、非常に全体としては、全ての皆さんの検察官の言いたいこと、弁護人の言いたいことということで、非常にわかりやすかったと思います。

ただ、初日から母親の証人尋問というのがあったんですが、私も含めて、担当した6人の裁判員の方、そうだったんですが、自分たちがまさか質問をするとは思っていませんでした。それで、自分たちが聞きたいことがあっても、裁判官の方がかわりに聞いてくれるかなと思ってはいたんですけど、どうも話をしている段階で、何か今までのところでありますかということで、裁判長がいろいろ話を評議の中でしている中で、じゃあそのことを聞いてみてください。じゃあ何番さん、この質問いいですかということで、右陪席の裁判官の方がメモ用紙に書いてくれて、じゃあこれで聞いてくださいという話になって、やっぱり聞けないと、特に女性の方が聞けないということで、限られた男の人、1名、2名が聞いたんですけど、結果的には。

全体の流れとして、じゃあ裁判員のほうから質問があります。じゃあ1番さんどうぞと、法廷の中でやられて、最後にじゃあ私から右陪席裁判官です、右です、左です、裁判長ですと聞くんですけど、あれを逆にしてもらおうと、最初に裁判官の方に、こういうふうに法廷で聞くんですよというのを示してもらったほうが、多分、聞きやすいのかなと思うんですね。

評議の席では、質問するときには、相手が答えやすいようにこういう聞き方をしてくださいということでレクチャーは受けるんですけども、実際にそれを見ないと、法廷の場でなかなか聞くって難しくて、裁判員から聞かなくて、裁判官の方がまず聞いてくれて、やってくれたほうがまずやりやすいんじゃないかなという

ふうに正直，初日に思いました。

なので，今，4日間ぐらいあったんですけど，日に重ねるうちに，だんだん皆さんなれてきて，最後のほうにはみんながこう大体自分の聞きたいことを聞けるということだったので，前半ですね，そこまで聞かない人は，聞きたいんだけど聞けないというところがあったので，もう少しそこら辺は工夫していただけると，我々素人が質問するというところでは，非常にプレッシャーというか，怖いとは言いませんけど，何かあるので，もう少し最初に裁判官の方がお手本を見せてくれるとよかったのかなというふうに感じました。

(司会者)

我々も法廷の中で質問をするというのは非常に緊張するものだというのは理解しているんですが，ぜひ自分の言葉で聞いてくださるとありがたいなと思っているんですけど，ちょっと我々のほうでも検討したいと思います。

2番の方，お願いします。

(2番)

私が担当した事件の証人は，被告人のお父さん一人だったんですけども，何が言いたいのかというのを聞いていて思ったのは，お父さんが身体的に仕事ができない状況だというのは，経済的にとても苦しいんだということを，弁護人の方はそういう家庭状況だということが言いたいのと，あと検察官の方は，そういう経済状況の中で，まだ若かったので，早く刑期を終えて，もうサポートができるのかどうかというのを言いたいんだなと私は感じたんですけども，その中でもちょっとお父様の言葉の言い回しが間違ってしまったのを弁護人の方が慌てて訂正したりという場面があったり，あとは印象に残っているのは，補充尋問で私たち裁判員の中から質問がありますかというところで，医療従事している方がメンバーの中にいまして，その方が障害手帳のことを質問していて，それはそういう仕事をされている方であれば思いつかなかった質問なので，それは裁判員制度のメリットだったんじゃないかなと思っています。

(司会者)

そうしますと、質問の意図というのはわかったということですか。

(2番)

はい、わかりました。

(司会者)

3番の方、お願いします。

(3番)

先ほど1番の方がおっしゃっていた、裁判員が質問する件で、私、女性なんですけど、2回、裁判員から質問する機会があったんですけど、2回とも私で、すごく緊張して質問させていただいたんですけども、意外と質問の答えがあっさりしていて、あんまりキャッチボールできないものだなという印象だったんですけども、精神科医の、私が関与させていただいた事件では、精神科医の方が証人尋問されていたんですけども、精神科医だからちょっとわからないんですけども、もやっと、はっきりは言わないというか、こういうケースもあるとか、そういう受け答えばかりで、結局、どっちかというのはあんまりわからないなという印象でした。

やはり、質問するのも本当に正直、精神科医の方に質問するのはよかったんですけども、被告人に質問するのは、最初は本当に怖かったという印象でした。

(司会者)

精神科医の証言自体は理解できましたか。

(3番)

できました。できましたが、人によって違うと思うので、それを参考にしたいんですけど、意外ともやっと。

(司会者)

断言しないわけですね。

(3番)

しないので、だからそれがちょっと、自分の中でももやもやしちゃいました。

(司会者)

証人尋問の関係で、実務家のほうから何かございますか。よろしいですか。

では続いて、手続の順番で、論告・弁論に進みたいと思います。要するに、証拠調べを踏まえて、検察官、弁護人の意見ですね、この証拠はというふうに見るべきで、被告人の処罰はこうするべきであるというようなところを双方が述べるわけですけれども、ここについて、その内容はわかりやすいものだったのか、書面はわかりやすいものだったか、内容的にも共感できるようなものだったのか、ここら辺のところをお伺いしたいと思います。

じゃあ5番の方から、済みません、お願いします。

(5番)

検察側の主張、弁護側の主張、非常にバランスがとれた、非常にいい論争だったかなというふうな印象を受けています。ただ、そうですね、非常にバランスがとれていたような気がしています。

(司会者)

論告のメモと弁論のメモと、かなり内容的に厚みがあるというか、盛りだくさんのことが書かれているように思いますけれども、理解は可能だったというふうにお伺いしてよろしいですか。

(5番)

はい。先ほどの質問の話もちよっとあったんですけれども、我々みんな6人全員が多分質問をしていましたし、かなり積極的にいろいろな立場で意見が交わされていたという印象があります。

ただ、その中で非常に精神的な、心の問題が大きかったりとかしているのも、結局、心というか、私どもが積み重ねていく上でも、こっちがよくないんじゃないか、これがやっぱりいいんじゃないかという、揺れ戻しがずっと続いていた中で結論が出てきたので、これはこちらのチームの話ですけれども、論告に関しては別に、非常にいい環境だったというふうに記憶しています。

(司会者)

ありがとうございました。

6番の方、論告・弁論に関してはいかがでしょうか。

(6番)

私は心情的には、弁論のほうが割合すっと入ってきた気がします。というのは、精神科医の先生が2時間話したことに対して、検察側はほとんど無視と言っちゃいけないんだけど、そんな影響はないみたいに済んでいるわけですよ。それで軽度だとか。そこは非常にわからなくて、我々が頼ると思って、結構本人がそういう人でしたから、私なんか特に精神科医の有名な先生らしいんで、もちろんさっきおっしゃったように、はっきりは言いませんけど、でもある程度示唆をしてくれていたの、私はそれに頼るしかなかったんですけど、それをほとんど否定、否定というか、触れていないんですよ、余り。意思決定に関係ないとか、ここで書かれていて。

したがって、求刑も、懲役16年に対して6年で、物すごい差があるんです。

私はですから、いまだによくそこがわからない。

(司会者)

そうすると、聞いていて論告よりも弁護人の弁論のほうにより共感を覚えたという感じですか。

(6番)

はい。

(司会者)

ありがとうございました。

1番の方、いかがですか。

(1番)

論告につきましては、先ほどからお話があるように、犯罪の事実については、被告人も認めているということで、争点は当初から量刑ということで、これがその小さいときからの虐待に基づく生育環境が影響した犯罪なのか、それとも全く関係な

いものなのかというところで、検察側としては、懲役20年という求刑が出てきまして、一方、弁護側からは、その生育環境が大きくこの犯罪には影響しているということで、保護観察付きの執行猶予判決を求めるといって、もうとてつもなくかけ離れたあれが出てきまして、当初から量刑が争点になるということは初日から言われていましたので、我々裁判員の中でも、どれぐらいが変な話、相場なのかなというところで、ずっと裁判官のいらっしゃらないところで話をしていまして、いや、もしそんなに離れていたらどうしようか、我々が判断しなきゃいけないのかねなんていう話をしていて、6人いた裁判員は、みんな量刑はある程度、裁判官の方がこれぐらいでどうでしょうというのを示してくれて、じゃあここら辺でというところで話をするんですよねみたいなところで思っていた節があつて、あるときお昼を食べながら、裁判官の方に聞いたら、いや、違いますよと。我々も皆さんも同じ土俵で、みんなで決めますという話になって、これは大変だということになって、論告の内容としては、ですので非常にもうわかりやすく、ただ量刑というところでは天と地のもので出てきたので、どうしようかというところで、これが終わった後に、評議室に戻るまでの間に、みんなでどうしようか、どうしようかと言いながらエレベーターに乗って歩いていた記憶が今でも鮮明にあつて、非常に苦勞をした記憶があります。

最終的には、自分の得た心証で、自分の感覚で、こうだろうなというところで、決めざるを得なかったというところですよ。

(司会者)

そうすると、検察官と弁護人、それぞれ言いたいことはこうだということはわかったんですね。

(1番)

わかりました。

(司会者)

それを踏まえた上での話ですね。わかりました。ありがとうございます。

2番の方、いかがでしょうか。

(2番)

私の場合は、検察官側の意見のときのほうが大変熱がこもっていて、視線もちょっとつくり過ぎじゃないかというぐらい、私たちのほうをかつと見る感じで、ちょっとそれが後で話題になってしまうほどすごかったんですけども、言っている内容自体もすごく伝えたいんだということは、それ抜きにしたらとても伝わってきたんですけども、一方で弁護人側のほうの意見はちょっと諦めている感じがあって、あんまりもういいやという感じ、投げやりな印象を受けたので、そんなものなのかという印象でした。

(司会者)

双方の言いたいことというのは理解できたというふうにお考えですか。

(2番)

検察官側のほうが圧倒的にわかって、弁護人側は、もう本当に諦めている感じがしました。

(司会者)

3番の方、お願いします。

(3番)

検察側が言う主張と、弁護側が言う主張は、どっちもちゃんと本当に言いたいことがよく伝わってきました。

(司会者)

弁護人が言いたいことは理解できましたか。

(3番)

はい。ただ、ちょっと諦めているというのを、私も印象を受けましたけど。

(司会者)

ありがとうございました。4番の方、いかがでしょうか。

(4番)

私の事件では、実は被告人と被害者が言っていることは全く一致していなくて、しかも、刺されたときの状況が、一人は出会い頭で刺した、一人は後ろから刺された、本当に大事なところからしてお互いの言っていることは一致なくて、それですごく混乱していました。

なので、何が事実かということ自体が、結局、実はその質問と尋問で、曖昧なまま最終弁論まで迎えたというところがあるんですが、検察官側は、そういう状況ですから、やはり証拠物とか、何をもって、言っていることを理由にした論告というのはできなくて、事実とかを淡々と述べて、証拠物とかを言っていたので、納得できるところがありました。

一方、弁護人のほうの弁論メモは、既に被告人が回答したもので、それは被告人を救う答えにはなっていなかったのに、そのことを理由として書かざるを得ないぐらい、証拠物というか、救える判断材料が少なくて、被告人の発言に対して、弁護人さんも頭を抱えていたりしていたので、ちょっと説得力というか、そういうのが余りなかったなという印象を受けました。

(司会者)

弁護人の主張は苦しい状況でしたか。

(4番)

そうですね。なので、もうちょっとほかの、被告人に対する質問で、ほかの救う余地があるようなことを質問できていればよかったのになという感じがしました。

(司会者)

ありがとうございました。

2番と3番の方の事件は、事実争いがない、でも、罪として成立して有罪であるということはもう決まっている状況なので、やっぱりその中で被告人の優位な事情を拾っていくというところに弱みがあったのかなという感じはしますね。

論告・弁論に関して、法律実務家の方から何か、御意見、コメント、ありますでしょうか。

(検察官)

お話を聞くたびに、聞いてメモを見ていくたびに聞きたいことがたくさん出てきてしましまして申し訳ありません。

5番の方に、先ほどの証人尋問のところでお尋ねすべきことだったんですけど、5番の方が担当された事件の論告メモを拝見していると、証人として来た方の証言をお聞きになった上で、供述調書も取り調べられているようなんですけども、結局、その法廷で話したことと、取り調べで話して調書になっていることの内容が違っているじゃないかと、弁護人が指摘されたんですかね、これは。

(5番)

いや、そうですね、そうだったかな。

(検察官)

その辺の法廷でのやりとりというのは、お聞きになっていて、結局、目の前でその本人がしゃべっている中で、別のところでしゃべった調書というものの存在について法廷でやりとりがあるわけですね。それはごらんになっていてどうだったのかなど。済みません、ちょっと今、論告の話ではないんですけども。

(5番)

当然、証人、この呼ばれている女性が、事件の救急車で運ばれていたその後の近い時期に聞かされていて、彼女いわく動揺している中で検察側からああだこうだというような、いわゆるテレビで見るような尋問的なことを受けたような印象を彼女は持っていたので、どうしても、そうだったような、ああだったようなということをおっしゃっていました。

実際、証人で来ているときには、やっぱりその辺の記憶が曖昧というか、落ちついてきているので、やはり自分がこう罪に加担しているのかしらとか、いろいろな憶測が揺れ動いている中で、回答がしどろもどろになっているというシーンがありまして、裁判員の我々としては、これは意外と証拠に当たらない証人の話ではないだろうか。言っていることが、毎回というか、至るところをついていくと、矛盾

がいっぱい生じているので、そんなようなイメージです。

(検察官)

ありがとうございます。

あと、済みません、感想として言わせていただきますと、6番の方がおっしゃっていたと思うんですけども、精神科医の方がかなり長い時間かけて話していたのに検察官の論告に取り入れていないじゃないかという御指摘があつて、メモを拝見する限り、確かに特に言及がなかったようで、その辺、裁判員の方がどういったことに関心を持っているかということをごきちん踏まえた論告というのが必要なんだろうなと思うんです。

あと一応、内幕を言わせていただくと、冒頭陳述はもちろんなんですけれども、論告というのも裁判が始まる前に、こういう証拠が出るという前提である程度組んでおくことが多くて、ただやはり裁判になってみると、実際、裁判員の方がどういったことに関心を持っているかというのは、そのときの流れでわかるものですから、柔軟にやらなきゃいけないんだということがよくわかりました。

最後に済みません、4番の方の論告なんですけれども、A3、1枚とA4、1枚ですけれども、事実関係と情状関係ということで、その1、その2と分かれていますけれども、分量的にはこれ特に多いなというのはなかったですか。

(4番)

この資料って、後から見直したり、1回いただいた後、皆さんで話し合ったりするときとかにも見たりすることができるので、後から読み直すときに、これぐらいの分量、1枚であるし、字も大きいので、逆にいろいろ裁判中はもう本当に話を聞いて、メモはしているものの、自分の中でまとめることというのが結構難しいので、こうやってまとめてくださったほうが、後から評議をするときにはすごくわかりやすかったです、私は。

(検察官)

単に箇条書きなどよりは、ある程度、情報を盛り込んでおいたほうが後々使いや

すいというお考えですか。

(4番)

そうですね。どうしても裁判中というのは、この言葉だけの積み重なりになってしまうので、事実関係の、どんどん情報だけは積み重なっていく状況で、果たして今の発言って事件のどこに組み込まれていたんだっけとか、そういうのを思い出すときには、この人の証言がここにつながっていてとか、そういう根拠を書いていたでいるので、私はすごくわかりやすかったですね。

(検察官)

ありがとうございます。

(司会者)

ほかに何かございますか。

では次、時間も少なくなってきましたので、評議の場面に移りたいと思います。

次に評議の、これは事実の認定に関するものでも、刑の量刑に関するものでも、あるいは裁判官による進行方法によるものでも構いませんが、何か気になった点とか、そういうことを何でも評議に関することを述べていただきたいと思います。

6番の方からお願いします。

(6番)

やっぱり一番そこが難しいところでしたね。結局11年に決まって。

ただ、その過程では、データは見せていただきました。過去の、これで何年ぐらいという。ただ、家族関係、それから何か恨みとか、何かそれで引くんですよ。それで引くと、ある程度、量刑の基準みたいなのが出てくるんですけど、でも今回のこのケースでそれが本当に当てはまるのかよくわからなかったんですけど、ただ参考にはなったし、あれを見せていただいたことで。

結果なんでしょうけど、検察も、結局は、弁護人もそうなんだろうけど、それがそもそも基準になっているような気がしましたね。

やっぱり、過去どういうふうにというのは確かに我々にとっても非常に大きなポイントですし、全く一致はしないでしょうけど、参考にはなると思っています。だから、だんだん自然にある程度は収束していききましたけど、短い期間、拘束されて、出るということで、この被告人の場合は治療に専念できる、むしろその入院しているほうが、お母さんという人も出てきたんですけども、全然わけのわからない人で、お母さんがいるから薬をちゃんと飲めるかといったら飲めないというような、今ちょっと気がしています。

ですから、ここで書かれているように、前科もないし、治療することによって更生が期待できると、そういう意味ではいい判決だったのかなというふうに、今は思っています。

(司会者)

評議では、自分が言いたいことは言えましたか。

(6番)

それは言いました。

(司会者)

ありがとうございました。

1番の方。

(1番)

評議では、先ほど申し上げたように量刑が大きなところで、途中で今、話があったように量刑の分布ということで見させていただいて、我々裁判員の中では、自分が何年と言えればいいのかなというのが非常に難しく、分布を見せてもらって、大体これぐらいなのかなというところで、数字が出てきたなというイメージがあります。

やはり双方の求刑と弁護人の方の主張というところでは天と地の差があったので、ここをどう捉えるかというところなんですけど、なので裁判官の方も含めて、かなり議論しました。

涙を流されている方もいらっしゃいました。私個人的に、じゃあ自分がどれぐらいの量刑で、自分がどう決めたのかなというところでは、やはり最後の検察と弁護人からいただいた論告の資料を見て、読み比べて、何回も何回も読んで、やっぱり自分の心情としては、というところで行きました。

最終的に証人尋問をする中で、私、直接聞かせていただいたんですが、被告人に父親を殺してしまって今どう思っていますかというところで、検察官の資料にも書いてあるんですが、殺す以外になかったと、悔いがないというようなことをやはり発言されていたんですね。もしここで、いろいろあったけれども、後悔していますということでそのとき言われたら、大きく変わったんだろうなというふうに思ってしまうと、自分の心情が一つの何か発言、一つの目に見えているもので変わってしまうんだなというところは非常に怖く思うのと、何か責任の重さを感じるなというところで、今でも正直、一つか二つのその材料でそっちに振れてしまったことがよかったのかなというのは、今でも正直、心にひっかかっているとは言いませんけれども、しょうがないのかなというところで。

評議の中で、量刑がそういうことでどれぐらいかねというところで、裁判官のいないところでかなり盛り上がっていたんですが、裁判長とか裁判官の人はどれぐらいなのかね、最初にそれを聞きたいねというのが意見等あって、いや、それを聞いたらとそれに流されちゃうよねというところもあって、人の人生にかかわることなので、今でもそこら辺の部分についてはちょっと、やむを得ないことなんだろうけど、それもこれもいい経験だったということで、ちょっとみんなで苦労したということを記憶しています。

(司会者)

ありがとうございました。

2番の方はいかがでしょうか。

(2番)

私が最初思ったのは、6番の方も言っていたんですけども、コンピュータ

ではじき出された、こんな感じだったらこれぐらいとか、そういうのを出されたときに、何だ、これはプロに導かれて、結局はプロの意見に合わせさせられるんじゃないかというふうに思ったんですけれども、結局のところ、いろいろ話をしていて、そんなことは最終的にはなかったんですけれども、評議の中で一番印象に受けたのは、私たちは素人なので、感情とか、あと想像とかで、目の前にある事実に基づいてということからつい外れてしまうのを、何度も何度も裁判官の3人の方に修正していただいて、そうじゃない、こっちですよというふうに直してもらいながら議論を重ねていくことができたので、納得ができる場所でした。

あとは判決、何年と出す、結局それを最終的に決めなければいけないんですけれども、私が思ったのは、何年何か月、0.5という数字がないのかなというふうに思っていました。最初から知りたかったです。

(司会者)

ありがとうございます。

3番の方、お願いします。

(3番)

私は、裁判員は素人なので、やっぱりプロの人たちの誘導じゃないですけど、前例はあんまり覆らないんだろうなという率直な意見ではあるんですけれども、ただ本当に評議で素人が意見を言える場があるということが、本当に、どう変わっていくかはわからないんですけど、いい場なんじゃないかなと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

4番の方、お願いします。

(4番)

私たちのときは、一番難しかったのは、真実がわからなかったというところが一番苦労したところで、まず被告人と被害者の言っていることが一致しなかったのも、本当はどうだったのか、本当はもっと別の事情があるんじゃないかという、どうし

でも推測とか、そういうのが入ってきがちだったので、初めて聞いた事実に対する証拠調べというのは、その裁判ではもうできないので、最初にある事実と証拠でしか判断ができないというところで、本当は真実がわからないから、じゃあどうしたらいいんだろうというところが結構悩みました。

なので、本当に刺したこととか、その背景、背景まで追うのは、裁判というのは本当は無理なんだなというのを素直に感じて、それは小説とかテレビとかだったら、全ての事実関係があって、納得して結論を見ることになれていたんですけど、本当の裁判は、そのときにその限られた時間の中で判断しなきゃいけない。それはしかも推測ではなくて、出ただけの事実で判断しなきゃいけないというのが一番難しかったです。

何年とか決めるときは、皆さんほかの方と同じで、やっぱりそういうときに出会ったときは、過去の事例とか、そういうある程度形式張ったものに頼らざるを得ないんだなというのを感じました。

私たちのときは、みんな、裁判官も含めて同じ立場で意見を言えたのと、あと最初に量刑について、こういうものがありますよという全て、0.5か月とか、そういう決め方についてまず説明があったので、その中の範囲の中でどうしたらいいかというのを考えることができましたし、全員が意見を言えたので、それはよかったなと思っています。

(司会者)

判決を見る限り、動機が結局わからなかったということですかね。

(4番)

そうですね。本当はさらに新しい事実とか出てきても、それに対する、それが事実なのかという、被告人が新しく述べたこととか、それに対して、それが事実と受け取っていいのかという判断もできなかったのも、もしそれが本当だったら、ほかに、刑が軽くなるんじゃないかという要素もあったりしたんですけど、そこまでわからなかったのも、でももしかしたらそれが真実だったかもしれないので、そうい

う意味で、ちょっと悩みました。

(司会者)

ありがとうございました。

5番の方、お願いします。

(5番)

ここは正直無理だと思いました。そもそも論告で、私が裁判員に参加させていた
だいたのは懲役6年というふうに求刑されたんですね。そもそもこの6年、どこか
ら来たのという話にまず戻っちゃうんですけども。確かに法律上、傷害致死罪は
3年以上20年以下だと。そのうちの、じゃあ6年というのはどういう根拠で来て
いるのかと、もちろん書いてありますけど、それがどういうふうに時間軸で数字を
出してきたのかということ、まず戸惑いました。

それを量刑で、じゃあということは、そのために判例とか、いろいろな、こうい
うときはこうだ、こうだとかっていろいろと来たんですけど、これを時間軸で刑を
というのが、懲役を決める、時間ですよ、これ。百叩きだよ、200回だよ、
とか、300回だよとか言われると、非常にこうわかりやすいんですが、時間軸
だけはなかなかわからなかったというのが正直ですね。

ただ、非常に裁判官の方が有能というか、ここはやっぱりプロの出番であって、
いろいろな判例から分析された上で、こういう場合にはこうであろうというところ
だと思います。

ただ、そこにどうしても我々参加しているときに感情的なところを差っ引きたく
なっちゃったりするわけですね。どっちなかに同情してみたりとか、いろいろな気持
ちがあるので、それをどうやって排除した上で積み上げていって、それを定量化し
ていくのかというところが非常に難しかったなと思いますし、今でも私は、これは
無理あるなというのはいまだに思っています。

テレビで犯人は悪かったね、いいか悪いかといえば犯人は悪いよね、そこまでは
オーケーだと思いますけど、それを6年だ10年だ、じゃあこうなったら12年、

だったらそれをプログラミング化しちゃうような状況をつくっちゃったほうがもっといいかなと思いますけど、これはやっぱり6年とか5年と4年と3年、何か簡単に言っちゃいますけど、これはどうかなという気はしています。いまだにしています。それはやっぱりみんなが納得できる数字にできるようなプログラミングが必要なんじゃないかなと、ここはどうしても定量化するのは非常に難しい。

当然プロでも判例を持ってきて、ああだったからこうだった、それは言い訳として使っているようにしか感じないですね。

(司会者)

ありがとうございました。

法律家のほうから何かございますか。

(検察官)

じゃあ私から簡単に。皆さん悩まれているんですけども、我々も、我々もって、私は余り代表したような顔をできないんですけども、私も非常に求刑を決める際には悩みます、正直言います。今、時間軸というお言葉を使われましたけど、まさにそのとおりで、しかも時間軸の幅がまた広いんですよ。5年から7年の間で決めてくれと言われたらまだですけども、3年から20年の間で決めてくれというのも、これまた幅が広いと。

ですから、もちろん先ほどからいろいろな方が御発言されているように前例というのはあります。当然、そういったことは考慮はするんですけども、やはり最後に何年、あるいは何年何か月と決めるのは、我々も悩んでいるんだということはちょっと申し上げたかったかなと思いました。

ですから、皆様が裁判の分野ではプロではない方だから悩んでいるということではなくて、我々にとっても悩ましい問題で、それを今回、皆さんと一緒にそういう問題意識を共有できたということが非常に意義があることかなというふうに思っています。

(司会者)

弁護士の方、よろしいですか。

(弁護士)

弁護人も量刑意見を述べる時は非常に悩んでいるんですが、1番さんの件みたいに、求刑20年と執行猶予だったか、余りにかけ離れてしまっていますよね。これが弁護人の立場は非常に難しく、客観的に考えるとこのぐらいなんですけど、いや被告人の意向もあるしというところがあって、ただやはり裁判員の皆さんに検討していただけるような適正な量刑、意見を述べられるのが一番だと思っているんです、ここはこれからも悩んでいくところだと思います。

(司会者)

裁判官の方は何かございませんか。

(裁判官)

裁判官が単独でやっても非常に悩むところで、もちろんほとんど初めて量刑を決めるという作業に参加される裁判員の方にとっては、どう決めたらいいんだとか、負担感あるのかなというのは十分、今、理解しました。

ただ、ああでもない、こうでもない、こっちの立場ではこうだ、あっちの立場ではこうだと反対意見を戦わせる中で、十分議論を尽くされているのではないかなと思っていて、そうして十分議論して出た結果であれば、それは多数決であろうと全員一致であろうと、チームでつくった結論というのは、その事件においては恐らくそれが正解と考えていつも事件をしています。恐らく重い量刑も今回、お集まりの皆様の中にはあったり、あるいは人生について、その被告人、関係者の事件、関係者の人生について考える、重い事件、考えなければならないような事件もあったりして、皆さん恐らく負担感をお持ちだったのかなとは思いますが、恐らくそうやって十分議論をし尽くして出た結論というのは、チームで出た結論として、オーケーだというふうに思っただけでもよいのかなと、私自身は思っております。

(司会者)

そろそろ時刻が来てしまいましたので、最後に裁判員経験者の方から、今後、選任されるであろう裁判員候補者とか、あるいは裁判員の方に何かメッセージがあれば一言ずつお願いしたいんですが。

1番の方からお願いできますか。

(1番)

今回、裁判員で参加させていただいて、人を裁くこと、量刑を決めることの難しさということを実感して、裁判官の方が前例に縛られているのではなくて、そうせざるを得ないというところも十分わかりましたので、このことは広く国民がやはり経験をして、知って、やっていくべきだと思いますので、その中ではやっぱりこの司法の理解とかですね、我々が市民感覚でこうだと思ふというところをこの場に、裁判員の中に持ってくればいいのかと思いますので、余りここに来てああだとかこうだとか、ルールがどうだとか考えないで、自分はこう思うというところを前面に出して最後までやり切れればいいと思いますので、非常にいい経験だと思いますので、多くの皆さんが経験されることを願っています。

(司会者)

ありがとうございました。

2番の方。

(2番)

難しいことは意見としては言えないんですけども、毛嫌いをしないでやるべきだと思います。やってみて、自分でどうだったか、後から判断すればいいことだと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

3番の方、お願いします。

(3番)

初めは不安だったんですけども、裁判員をさせてもらって本当によかったと思

えているので、裁判員は怖いものじゃないということをこれからアピールして、身近なものにしていてもらいたいと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

4番の方、お願いします。

(4番)

裁判員という言葉を知ると、裁くとか、すごい重そうなイメージがするんですけど、実際にやることは、世の中で起こっている出来事を知って、いろいろな社会で自分が生きているということと、人とかがかかわっているということがよくわかるようになるし、ふだんかかわることのない人たちと話したりとか、世の中について考えるよいきっかけになるとと思いますので、迷っている方は勇気を、少しの勇気で、すぐ自分の人生にとってもプラスになることも多いですので、ぜひ参加してみてくださいと思います。

(司会者)

ありがとうございました。

5番の方、お願いします。

(5番)

法律って難しいわけではなくて、裁判員というのも、人を裁くわけではなくて、僕たち社会の中で生きている以上は何かしら法律にかかわっていて、赤信号渡っちゃいけませんよとか、いろいろなルールがあると思うんですけど、細かいところからいくと、そんな難しい話ではなくて、そこで参加しているということが一番大事じゃないかなというふうに思っていますので、ちょっと踏み出していただいて、ぜひ参加してみたらいかがでしょうかと思っています。

(司会者)

ありがとうございました。

6番の方、お願いします。

(6番)

これから初めてやられる方がいるとして、一言申し上げたいのは、僕らに求められているのは、やっぱり常識でいいと思うんですね。我々に別に難しい法律のことを理解しろというふうに言われているのではなくて、むしろこの制度の中で求められているのは、一般の人がどう考えるんだろうと、そういうことだろうと思うんで、ここは勇気を持って、そんなに難しいことをやらなくていいですからと言いたいです。そういう宣伝もされたほうがいいと思います。

(司会者)

若干時間を超過してしまいました。今日は貴重なお話、御意見、どうもありがとうございました。今後の参考にさせていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。